

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ
本契約の締結は平成31年度予算の配当を条件とします。

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年9月6日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名:地域障害者相談支援センター事業委託

(2) 業務内容

基本相談支援

地域包括ケアシステムの推進に向けた対応

エリア自立支援協議会の事務局

指定相談支援事業者への支援

権利擁護のための支援

緊急時の体制整備

相談記録の整備

(3) 開設箇所数

区内5地域(世田谷、北沢、玉川、砧、烏山)に各1箇所

(4) 履行期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

同一事業について、平成32年度から平成35年度まで引き続き随意契約により契約する予定がある。契約は単年度ごととし、各年度における当該事業の予算配当があること、及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 履行場所

受託者が借受け又は所有する区内事業所等

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 都道府県民税、市区町村民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の19第1項に規定する指定一般相談支援事業者または同法第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者の指定を平成30年9月6日現在受けているか、または、指定申請済みで平成31年4月1日の当事業開始までに指定相談支援事業者としての指定を受けること。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業趣旨を踏まえた取組方針・内容
- (2) 本事業を行うにあたっての実施体制（職員の配置体制や研修等）
- (3) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (4) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (5) 世田谷区及び他区での類似事業の受託実績
- (6) 事業開始までの計画性
- (7) 見積金額の妥当性

5 手続き

(1) 説明書の交付期間、場所および方法

交付期間 平成30年9月6日（木）から9月20日（木）午後5時まで

交付場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

イ 下記「8 担当課」

(2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成30年9月20日（木）午後5時まで必着

提出先 下記「8 担当課」

提出方法 持参またはFAXにより送付すること

FAX 番号: 03 - 5432 - 3021

（FAXの場合は受理確認の連絡を必ず取ること）

(3) 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

(4) 公募説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は必ず説明会に参加とする。

日時 平成30年9月25日（火）午後2時から午後3時まで

場所 世田谷区役所第1庁舎地階 1B1会議室

(5) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

提出期限 平成30年11月8日（木）午後5時まで必着

提出先 下記「8 担当課」

提出部数 原本1部、副本6部

方法 持参に限る

6 事業者の特定方法

事業者の特定は、選定委員会により行い、以下のとおり行う。

- (1) 提出された提案書に基づき評価基準に従い審査するとともに、事業者に対してヒアリングを実施する。ヒアリングの時期は、平成30年12月11日（火）を予定している。
- (2) 選定委員が提案書及びヒアリングの内容を審査、採点した選定委員全員の合計点数と、公

認会計士の財務評価点数との合計点数を、提案別に順位を付ける。そして合格基準を満たした、合計点数が高い提案順に受託者を候補者として選定する。

その後、合計点数が高い順から各事業者の受託希望地域を踏まえ、調整を行う。

(地域の調整が合わなかった場合は順位を繰り下げて選定する場合がある)

(3) 選定結果は、郵送による文書で通知する。平成30年12月13日発送予定。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 当該業務の委託契約の締結は平成31年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。

これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。

(3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無
【無】

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 「8 担当課」に同じ

(7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 提案者からの提出物は返却しない。

(9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(10) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。

(11) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。

(12) 本プロポーザルは事業者の選定のみで使用し、区は提案の内容に拘束されないものとする。

(13) 詳細は説明書による。

8 本件担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課事業担当 担当 野本・植木

(世田谷区役所第2庁舎1階5番窓口)

電話：03-5432-2387 ファクシミリ：03-5432-3021

E-mail: sea02083@mb.city.setagaya.tokyo.jp